

岩手県告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 2 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 重茂半島線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第 11 地割 10 番 1 地先から 5 番 1 地先まで	新	m 47.0~14.6	m 158.0
	旧	30.0~9.6	158.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 花輪千徳線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市大字長沢第 8 地割字酒谷 39 番 1 地先から 39 番 6 地先まで	新	m 51.2~5.9	m 50.5
	旧	7.7~5.9	50.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで

- 3 (1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 106 号  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市大字根市第 2 地割字中割目 38 番 1 地先から第 7 地割字雲南沢 86 番 1 地先まで	新	m 24.6~11.2	m 101.2
	旧	24.6~11.2	101.2
宮古市大字根市第 7 地割字雲南沢 83 番 4 地先から第 6 地割字寺沢 7 番 3 地先まで	新	27.0~16.5	13.4
	旧	22.3~16.5	13.4
下閉伊郡川井村大字川井第 4 地割字巖 10 番 1 地先から 3 番地先まで	新	71.3~16.0	123.7

	旧	19.1~13.5	123.7
--	---	-----------	-------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成21年2月6日から同年3月6日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市刈屋第3地割30番5地先内	新	m 8.1~5.7	m 18.9
	旧	5.7~5.0	18.9
宮古市和井内第1地割1番2地先内	新	26.9~17.4	96.8
	旧	25.5~15.5	96.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成21年2月6日から同年3月6日まで